

## 長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 4 日

長崎県病院企業団監査委員 松 尾 英 紀  
同 松 尾 裕 隆

## 令和 5 年度実施監査結果

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象

令和 4 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、  
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、  
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院

#### 2 監査実施日

予備監査 令和 5 年 7 月 11 日～令和 5 年 9 月 6 日

委員監査 令和 5 年 10 月 10 日～令和 5 年 11 月 22 日

#### 3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 松 尾 英 紀  
同 松 尾 裕 隆

## 第2 監査の結果

### 1 審査意見

#### (1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

#### (2) 個別事項

##### ① 病院経営について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の進展の下、社会経済活動が徐々に再開されてきたが、依然として感染者は多く、医療関係者はその対応に追われるとともに、診療活動を通常の対応に移行すべく努力がなされてきた。

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かう中で、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

患者総数は、入院で19,460人の減（対前年度比94.8%）、外来で5,716人の減（対前年度比99.1%）と減少しており、特に五島地域、上五島地域において大きな減少となっている。また新入院患者数は微減となっている。

患者数が大きく減少した要因については、コロナ禍を経験したことによる患者意識の変化や人口減少、高齢化の進行、看護師の不足など複数の要因が関係していると考えられるが、一時的な要因以外の要因を含んでおり、今後の病院経営にも大きく影響してくることが懸念されるため、しっかりと分析し対処していく必要がある。また、一部地域では域内受診率の低下が出てきており、一層の郷診郷創の取組（行政と一体となった「地域での受診が、地域を創る」）の取組）が求められる。

さらに、地域においては、退院患者の受入先や受入態勢が不足しており、患者を退院させたくてもさせられず、入院が長期化する状況が見受けられるため、必要な医療の提供と県民福祉の増進を図るためには、医療と福祉のさらなる連携が望まれる。

一方、当企業団の経営状況は、平成27年度以降、5年連続で経常損益が赤字となっていたが、令和2年度以降は、国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり、経常損益は黒字に転じており、令和4年度においては、2,498,002千円の黒字を達成している。

しかしながら、本業部分である医業収益については、患者数の減少等により令和2年度以降悪化傾向にあり、令和4年度においては4,368,168千円の赤字を示すなど、企業団発足以来、最も厳しい状況となった。

令和6年度からは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時特例的な支援も廃止が予定されているため、患者の動向やニーズも踏まえながら一層の経営効率化に取り組む必要がある。

このような中、国は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月）」において、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要との考えを示し、令和5年度までに「公立病院経営強化プラン」の策定を求めている。

当企業団としても、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を念頭に置き、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（令和3年度～6年度）」を追加修正する形で、今年度内に同プランを反映した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（後期計画）」の策定を進めている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るために、社会保障制度改革等の政策に適切に対応するとともに、それぞれの地域における課題や課題解決に向けた方向性、目指すべき目標などについて共通認識を形成しながら、今年度策定予定の「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（後期計画）」の目標達成に向け、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、企業団病院が一丸となって取り組んでいただきたい。

## ② 郷診郷創への取組の推進について

当企業団では、地域内で治療可能な疾患については、地域内で受診していただけるよう、「郷診郷創（地域での受診が地域を創る）」のスローガンを掲げて行政と一体となった取組を進めており、その実現のためには、地

域住民に信頼される病院となるよう、患者満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組むと同時に、医療技術の向上をはじめとする各病院の創意工夫ある取組や、経営の実態などを普段から積極的に広報していくことが重要である。

また、特に離島地域の病院や附属診療所においては、患者ニーズを把握し、住民の健康に寄与していくために、行政と協働して、健康診断を積極的に進めていくべきである。

なお、これらの取組を通じて、地域内での受診が地域の病院を支えるということを、ご理解していただけるよう努力することが重要である。

### ③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額88,144千円で、不納欠損処分による一定の整理と未収金の回収により、前年度末に比べ45,262千円減少（対前年度比33.9%減）している。

しかしながら、依然として多額の未収金を抱えていること、また翌年度以降の未収金となる現年度未収金において、翌年度交付となる補助金や公費負担の医療費などを除いても、多くの未収金がある病院が見受けられることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行い、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、分割納付の積極的な活用や連帯保証人への請求などの取組も強化する必要があるとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理を速やかに進め未収金の解消や整理に努める必要がある。

### ④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和4年度は85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、その実績は数量ベースで74.5%（前年度数量ベース75.4%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院では80%以上となっているが、それ以外の病院で採用

率が低調な病院もあることから、国の目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

#### ⑤ 安全かつ効率的な資金管理・運用について

手持ち資金については、各病院と企業団本部において管理・運用されており、安全・確実な管理・運用を原則に、一部の定期預金、債券による管理・運用以外は、大半が当座預金となっているが、今後は資金需要や金利動向を踏まえ、企業団病院全体として、さらなる効率的な資金の管理・運用を行う余地がある。加えて、資金の管理・運用に関する方針等の策定を求めたい。

#### ⑥ 事務処理の適正化について

監査委員が実施する例月出納検査にかかる計理状況の報告については、長崎県病院企業団財務規程において翌月20日までの提出が規定されているものの、一部の病院においては、この報告が大きく遅延している状況にある。例月出納検査は、毎月の出納事務を対象に、各病院から提出された計理状況の報告に沿って各計数の照合・確認を行い、現金の収入や支出の事務処理等が適正に行われているか確認する検査であり、各病院においては適正な決算整理を行っていくうえでも重要な検査の一つである。本部も含め各病院は、その重要性を改めて認識のうえ、遅延なく計理状況の報告を行うとともに、監査委員からその内容について照合・確認の依頼があった際には、速やかに対応する必要がある。

また、各病院の会計処理や各種契約をはじめとする事務処理については、依然として軽微な誤りが散見されるとともに、一部には不適切な取扱も見受けられる。各担当者は過去の誤りや、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニュアル等を十分確認のうえ事務処理を進めるとともに、上司は担当者の事務処理を確実にチェックするなど、改善に向けた取組を徹底する必要がある。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにも関わらず、一者応札が多数見受けられ、競争性が十分に発揮されているとは言い難い。今後とも、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要がある。

## 2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

### 【精神医療センター】

#### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、9,861,241円で、前年度末と比較して約26万円の増加である。コロナによる制約があるものの、文書による対応のみとなっており、訪問など直接的な回収努力を行う必要がある。また、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のものが多く残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

#### 2. 給与について

看護職員処遇改善に係る特殊勤務手当について、育児休業等の場合に減額処理されていないため、適正に処理すること。

#### 3. 服務について

週休日の振替ができなかった勤務時間について、時間外勤務手当が支給されていないため、適正に処理すること。

### 【島原病院】

#### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、14,641,364円で、前年度末と比較して約192万円の増加である。未収金については、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のものも多く残されており、発生後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

### 【五島中央病院】

#### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、10,742,934円で、前年度末(補助金を除く)と比較して約522万円の減少である。しかしながら、過年度分及び現年度分ともに対患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が

必要である。また、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のもので残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

## 【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、866,472円で、前年度末と比較して約76万円の減少である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

### 2. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されている。また、月15日程度勤務している会計年度任用職員について、労働条件通知書にその勤務日数にかかる記載がないため、労働条件通知書に適切に記載すること。

### 3. 契約等関係について

「酸素マニホールド更新工事」について、契約保証金免除摘要の規定を財務規程第148条第1項第6号としていたが、一者随意契約の場合、第8号を適用すべきであり、適正に処理をすること。

また、工程表の添付がなかったが、契約金額が250万円以上であり、契約業者から工程表を提出してもらう必要があるため（財務規程第156条）、適正に処理すること。

加えて、委託契約を行う際、契約相手方から示された契約書を、そのまま使用しているため、契約条件の差が大きいことから、県の会計課が示す契約書例を使用することや、相手方が示す契約書を使用する場合は条件を精査する等して、奈留医療センター側が一方的に不利にならないような契約に努めること。

## 【富江病院】

### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、375,169円で、前年度末と比較して約3万円の増加である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

## 2. 庶務について

年次休暇の取得について、年5日の取得ができていないため、適正に処理すること。

## 3. 服務について

営利企業等従事許可申請において、勤務態様や報酬受取の有無の欄が空欄となっている。職務遂行上、能率の低下をきたす恐れがないかや、職員の職務との間に特別な利害関係がないか判断する材料となるため、適切に記載してあることを確認の上、許可すること。

## 4. 契約等関係について

委託契約全般について、予定価格の設定にあたり、参考見積の添付や積算根拠の明示がなかった。予定価格の設定に際しては、参考見積を徴求するなどして積算根拠を明確にしておくこと。

また、100万円を超える契約で、検査職員への検査命令書の作成がされていなかったため、適正に処理すること。

「構築物及び建築設備調査業務」について、250万円を超えない随意契約の締結であるため、請書の作成、若しくは100万円を超えているため契約書を作成する必要があるが、契約書（請書）の作成がなされていなかったため、今後、適正に処理すること。

単価契約の執行伺（医療機器賃貸借、A重油、産業廃棄物処理）時に、単価＝予定価格として設定していたため、予定価格調書や契約書が作成されていなかった。単価契約の場合、予定価格は単価×年間予定数量とし、必要な手続きを適正に行うこと。

「昇降機設備改修工事」において、工程表の提出が相手方から契約締



結後 7 日以内になされていなかった。また、工事完成通知書の提出が相手方からなされてなかったため、適正に処理すること。

#### 5. その他

伝票への企業出納員の押印漏れが多数見受けられた。決裁時に確認を行い、適正に処理すること。

### 【上五島病院】

#### 1. 未収金について

令和 4 年度末における過年度未収金は、3,723,458 円で、前年度末（補助金を除く）と比較して約 413 万円の減少である。発生直後の早期回収には特に力点を置いて取り組むなど、引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

#### 2. 簿外現金について

簿外現金の預かりについて病院では関知しないように対応しているが、将来的に認知症の独居老人等も入院する可能性もあり、マニュアルの策定など適切な預かり方について予め検討しておくこと。（昨年度指導事項）

#### 3. 人事について

会計年度任用職員の採用（更新）にあたり、宣誓書及び欠格条項についての申立書を徴取していない。また、辞令の文言が「委嘱する」となっているため、本部の様式等を参考にし、適正に処理すること。

#### 4. 給与について

時間給の会計年度任用職員の時間外勤務命令簿がなく、勤務時間実績簿により毎月の勤務時間を月に一度だけ決裁を行っている。時間外勤務を行わせる場合は、事前に時間外勤務命令簿により決裁すること。

#### 5. 勤務時間等について

薬剤師 1 名が年 1,200 時間、事務職員複数名が年 700 時間を超える時間外勤務を行っている。適切な業務分担・時間管理を行うこと。

## 6. 契約等関係について

電子カルテの更新について、一部システム（物品管理システム）の納品が行われていないにも関わらず、契約金額の支払を行っていた。このような場合には、必要に応じて契約変更等の手続きを行い、契約内容の履行確認を行った後、支払うべきであり、今後、適正に処理するよう徹底すること。

医療機器にかかる契約保証金の免除申請について、財務規程第148条第1項第3号を適用していたが、根拠資料が添付されていなかった。同条項は国または地方公共団体に対する同種、同規模の履行証明実績の2件以上の確認が要件となるため、今後、適正に処理すること。

また、随意契約にかかる根拠規定についても、誤って同条項を適用していたため、今後は適正な条項に基づき随意契約を実施すること。

一者随意契約（特約店）のものについて、起案文書には随意契約を締結する理由が記載されていたが、随意契約検討シートの作成がなかったため、随意契約検討シート作成のうえ添付すること。

予定価格調書の作成について、予定価格調書に記載されている予定価格と設計書に記載されている設計額が異なるケースがあった（CT、ベッドサイドモニタ）。予定価格の設定に際しては、積算根拠を明確にしておくこと。

## 【上五島病院附属診療所有川医療センター】

### 1. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

### 2. 契約等関係について

「透析排水処理設備の部品交換」にかかる随意契約について、請書を作成していたが、請書は250万円を超えない随意契約を締結する場合に契約書に代えることができるものである。当該随意契約は250万円

を超える契約であることから、適正に契約書の作成を行うこと。

単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であるが、「単価＝予定価格」としていたため、予定価格調書の作成を省略し作成していないケースがあった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に沿った適正な事務処理を行うこと。

## 【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

### 1. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

### 2. 契約等関係について

医療機器の契約保証金について、財務規程 148 条第 3 号で免除としていたが、2 件以上の履行証明の添付がなかった。国または地方公共団体に対する同種、同規模の履行証明実績の 2 件以上の確認が必要であるため、適正に対応すること。

### 3. その他

前払（資金前渡）した際の資金前渡精算書が作成されていなかったため、今後、適正に処理すること。

## 【対馬病院】

### 1. 未収金について

令和 4 年度末における過年度未収金（補助金を除く）は、29,536,219 円で、前年度末と比較して約 684 万円の減少である。しかしながら、過年度分及び現年度分ともに、対患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が必要である。また回収にあたっては、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても 2 月調定以前のものが多く残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

## 2. 勤務時間等について

週休日の振替により、勤務日となっているにも関わらず、通常の勤務時間に時間外勤務を命令している事例があったため、適正に処理すること。

## 3. 契約等関係について

100万円を超える医療機器等の購入を行う際に、検査員の任命に関する手続きが行われていなかったため、適正に処理すること。

一者随意契約を実施する場合、随意契約検討シートの作成が必要だが、作成がなされていなかったため、今後、一者随意契約を実施する際には、随意契約検討シートを作成すること。

### 【上対馬病院】

#### 1. 服務について

会計年度任用職員設置要綱について、休暇等の取扱が本部の取扱と異なっているため、適正に処理すること。

#### 2. 契約等関係について

単価契約にかかる予定価格について、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号、及び財務規程 139 条を適用し随意契約で対応していたが、予定価格は単価×予定数量で判断し、100万円を超える場合には、契約手続きなど適正に事務処理を行うこと。

一者随意契約について随意契約検討シートが作成されていなかった。相手方を特定して一者のみから見積書を徴取する場合で、予定価格が 30 万円を超える（物品購入、委託の場合 3 万円超）場合は、随意契約検討シートを作成すること。

「陰圧維持管理装置（フィリップス）」の賃貸借契約について、予定価格を超過して業者決定している。決定に際しては必ず予定価格調書を確認し、適正に処理すること。

また、契約書が作成されていなかったが、賃貸借契約は金額の大小に

関わらず物件の仕様や故障の際の対応などを明確にする観点から契約書を必ず作成する必要があるため、適正に処理すること。

「POCT用遺伝子検査装置」や「個人用透析装置」について、予定価格調書と調書内の内訳金額が異なっているため、適正に処理すること。

## 【香岐病院】

### 1. 未収金について

令和4年度末における過年度未収金は、16,993,681円で、前年度末と比較して約13万円の減少である。しかしながら、過年度分及び現年度分ともに、対患者数、医業収益比が高く、さらなる改善が必要である。未収金については、早期回収が極めて重要であるが、現年度分においても2月調定以前のもが多く残されており、発生直後の早期回収が必要である。引き続き、未収金を抑制するとともに、その減少に努めること。

### 2. 服務について

年次休暇の取得について、年5日の取得ができていないため、労働基準法等に則って適正に対応すること。

会計年度任用職員の病気休暇について、90日を超えて承認しているため、会計年度任用職員設置要綱等に則って適正に対応すること。

### 3. 契約等関係について

「交通誘導警備業務」について、予定価格＝単価となっていた。単価契約の入札においては、予定価格＝単価×年間予定数量とし、入札書には、単価と総価額（単価×年間予定数量）を併記すること。

250万円を超える契約において「契約書」ではなく「請書」としているものが複数件あった。財務規程第144条契約書の特例において、250万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって、前条の契約書に代えることができると規定されているため、250万円を超える契約においては、漏れなく契約書を作成すること。

### 3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・ 精神医療センター	4 件
・ 島原病院	5 件
・ 五島中央病院	9 件
・ 奈留医療センター	5 件
・ 富江病院	5 件
・ 上五島病院	6 件
・ 有川医療センター	8 件
・ 奈良尾医療センター	5 件
・ 対馬病院	5 件
・ 上対馬病院	10 件
・ 壱岐病院	9 件
・ 本部・共通	3 件

### **第 3 長崎県病院企業団基金運用状況**

#### **1 監査の対象**

令和 4 年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

#### **2 基金運用の概要**

##### **1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金**

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 25 年 4 月 1 日に設置されたもの

##### **2. 長崎県病院企業団応援寄附基金**

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 31 年 1 月 1 日に設置されたものである。

#### **3 意見**

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

#### **4 指摘事項等**

- ・特になし

#### 第 4 公金着服事件の再発防止について

監査実施後の令和 5 年 1 1 月上旬、有川医療センターの職員がセンター内の金庫に保管されていた現金を着服するという事件が発生した。

長崎県病院企業団においては、平成 2 6 年度に上五島病院職員による横領事件が発生し、再発防止策を取ったにもかかわらず、再び上五島地域でこのような事件が発生したことは、誠に遺憾であり、長崎県病院企業団全体として、再発防止策の検証と徹底を求めたい。